

一般社団法人北海道老人保健施設協議会 定 款

平成 22 年 3 月 28 日 この定款を作成する。
平成 22 年 4 月 28 日 この定款を施行する。
平成 22 年 11 月 6 日 この定款の一部を改正する。
平成 26 年 4 月 1 日 この定款の一部を改正する。

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 北海道老人保健施設協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、北海道における介護老人保健施設関係者が協力し、相互理解のもとに、介護老人保健施設の質的向上と相互の研鑽を図ることを目的とする。

(規律)

第4条 当法人は、自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設関係者に有用な情報の提供・交換に資する事業
- (2) 介護老人保健施設関係者に対する研修事業
- (3) 北海道老人保健施設大会の開催
- (4) 関係機関および関係団体との連絡協議
- (5) 社団法人全国老人保健施設協会と連携する活動
- (6) 前各号に附帯する一切の事業

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した介護老人保健施設の代表者（代表者は、その施設の開設者又は管理者とする。但し、特段の事情のある場合には、当該開設者が指定する者も可とする。）

- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した介護老人保健施設を開設しようとする者あるいは当該施設開設準備責任者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員及び準会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は準会員、賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員又は準会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 会長は緊急止むを得ない事情があると認めたときは、理事会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議によって、当該会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。なお、同一人が、第7条第1号に定める複数の介護老人保健施設の代表者を兼ねている場合には、その者は、その施設数と同じ個数の議決権を有する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 17 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - 二 請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第 18 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 20 条 社員総会は、総議決権の過半数を有する正会員の出席により、開催する。

(議決)

第 21 条 社員総会の議事は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わることができない。

(書面による議決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は正会員が指定した当該施設の管理職職

員あるいは他の正会員を代理人として議決を委任することができる。この場合において書面議決者又は議決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

- 第23条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数及び出席者数(書面議決者及び議決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

(社員総会規則)

- 第25条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(種類及び定数)

- 第26条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上14名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長、10名以内を幹事とすることができる。

(選任等)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長および幹事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 会長は当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長が予め指定した順序によって、その業務を執行する。
- 4 幹事は、理事会の決議に基づき、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、会長以外の理事の中から業務を分担執行する者を選任することができる。
- 6 会長、副会長、および業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務・権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 当法人の業務並びに財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。但し、増員された監事の任期については、現任者の残任期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。
 - 4 役員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第34条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第35条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、当法人に功労のあった者の中から、会長が任期を定めて選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第36条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第37条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他

当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第34条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第41条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席により、開催する。

(議決)

第43条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事もしくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第 47 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

第 48 条 当法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 当法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 第 1 項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
- 4 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第 1 項の書類に

については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 50 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書（以下「計算書類等」という）を作成し、監事の監査を受けることとし、その後、理事会の承認を得たうえで、定時社員総会において計算書類については承認を得るものとし、事業報告については、定時社員総会で報告するものとする。

- 2 当法人は、第 1 項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 51 条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

第 52 条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 54 条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 55 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号 から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議より解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 56 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 57 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置)

第 58 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 59 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬規定

- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 前号の監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 60 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 61 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第 62 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 附則

(委任)

第 63 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 64 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に関し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第 65 条 当法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 66 条 当法人の設立当初の理事、監事は、次のとおりである。

設立時代表理事	西澤 寛俊
設立時理事	西澤 寛俊
〃	伊東 義矩
〃	星野 豊
〃	高橋 肇
〃	岸 不盡彌
〃	千葉 泰二
〃	橋本 政明
〃	谷内 好
〃	長谷川 賢
〃	蒲池 匡文
設立時監事	小林 洋文
〃	徳田 禎久

- 2 当法人の設立当初の理事、監事の任期は、この法人設立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 67 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	札幌市豊平区福住 1 条 2 丁目 11 番 1 号
	氏名	西澤 寛俊
設立時社員	住所	札幌市東区東苗穂 3 条 1 丁目 2 番 98 号
	氏名	星野 豊

原本と相違ないこと証明します。